

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」に関する各市町所管の行政サービス等について

令和8年4月1日時点

市町名	野洲市
-----	-----

1 滋賀県パートナーシップ宣誓書受領証の提示等が必要なもの

No.	項目	内容	問い合わせ先	備考
			担当課	
1	住民票の続柄の変更	当事者の申し出により住民票の続柄を縁故者に変更することができます。 同居人⇒縁故者	市民課	
2	犯罪被害者支援金の支給	パートナーとして遺族支援金の支給を受けることができます。	自治防災課	
3	防火防災訓練災害補償金の支給	パートナーとして、遺族補償を受け取ることができます。	自治防災課	
4	非常勤消防団員に係る退職報償金の支給	死亡による退職の場合、パートナーとして退職報奨金を受け取ることができます。	自治防災課	
5	自動車燃料費及び福祉タクシー運賃助成事業に関する申請及び助成	パートナーとして申請すること、及び助成を受け取ることができます。	障がい福祉課	
6	身体障害者用自動車改造費等助成事業に関する申請	パートナーとして申請すること、及び助成を受け取ることができます。	障がい福祉課	
7	要介護認定・情報提供申請書・被保険者証の再発行等に関する申請	パートナーとして申請できます。	介護保険課	
8	介護保険負担限度額申請・社会福祉法人等利用者負担軽減申請	パートナーとして申請できます。	介護保険課	
9	手術、入院、その他各種同意書への記入	パートナーとして各種同意書へ記入することができます。	市立野洲病院	
10	市営住宅の入居申込等	パートナーとして入居等を申し込むことができます。	建築住宅課	既に導入済